

処遇改善「見える化」要件について

※「見える化」要件とは、令和2年度からの算定要件で自社ホームページや事業所・建物で外部から見える場所への掲示を活用して、新加算の取り組み状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な内容を公表しています。この算定要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取組（賃金改善以外）につきまして以下のとおり公表します。

区分	内容	当法人の取り組み
入職促進に向けた取り組み	○他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	○年齢、性別問わず接触的に面接や職場見学を行い当社の魅力について説明している
資質向上やキャリアアップに向けた支援	○働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修支援、初任者研修支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとするものに対する客談吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	○研修内容においての助言や、受講料や受験料等の費用に対する一部費用負担を行う
両立支援・多様な働き方の推進	○職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ○有給休暇が取得しやすい環境の整備	○希望するライフスタイルに応じた勤務形態に配慮している。定期的に非正規職員に対し正規職員へ転換の勧誘を行う ○有給休暇を取得するよう定期的に周知している
腰痛を含む心身の健康管理	○介護職員の身体の負担軽減の為の介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	○入浴室に介助時の腰痛を緩和するためリフトを導入している。定期的に使い方の研修を行い腰痛予防を行っている
生産性向上のための業務改善の取り組み	○5S活動（業務管理の手法の一つ。整理整頓、清掃、清潔、躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備	○日頃より職員同士で協力体制を構築し、物が使いやすいように整理整頓、また、ロボットを導入した掃除にて環境を整備している
やりがい・働きがいの醸成	○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気付きを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	○開催するミーティングや会議に全員が参加するよう促し、個人の意見を反映できるよう機会を確保している